

# JSA規格

JSA-S1004:2020

## コールドチェーン 物流サービス

－低温保管サービス及び  
低温輸送サービスに関する要求事項

2020年6月30日 発行

ICS 03.080, 03.100, 03.220

一般財団法人日本規格協会は本書の著作権を含む知的財産に関する権利を有します。

購入者といえども、如何なる形態においても、また書面であると電子的記録物（インターネット等）であるとを問わず、本書の記載の一部あるいは全部を、複製、改変、展示、送信、頒布、譲渡、転載、翻訳等の対象とすることはできません。

一般財団法人日本規格協会は、本書に記載された情報・ノウハウ等の購入者の使用に関与せず、これらの使用によって生じる結果ないし製造された製品等に関する責任も一切負いません。また、この規格の一部が特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性については最終的に使用者が判断すべきであり、一般財団法人日本規格協会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認についても責任を持ちません。

本書を使用する者は、本書に記載された情報・ノウハウ等が一般的な情報に過ぎないことを認識しかつこれを自己の責任において使用、実施する事を保証すると共に、自らの使用ないし自己を介して第三者に使用させることによって生じた全ての結果に関し一般財団法人日本規格協会を免責させるものとします。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
1.1 一般	1
1.2 対象貨物	2
1.3 対象温度帯	2
1.4 対象物流モード及び対象事業者	2
2 用語及び定義	3
3 低温保管サービス	4
3.1 関係法令等の遵守	4
3.2 低温倉庫への貨物の入庫	4
3.3 低温保管	6
3.4 出庫	7
3.5 安全性及び衛生の確保	8
3.6 教育・訓練	10
3.7 設備・施設の維持管理	10
4 低温輸送サービス	11
4.1 関係法令等の遵守	11
4.2 低温車両への貨物の積込み	11
4.3 輸送	12
4.4 積替え・積卸し	13
4.5 安全性及び衛生の確保	14
4.6 教育・訓練	15
4.7 設備・施設の維持管理	16

## まえがき

この規格は、**JSA-S1004** 規格作成委員会で案を作成し、**JSA** 規格制度に基づく作成過程等の確認を経て、2020年6月30日付で発行した**JSA** 規格である。

この**JSA** 規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この**JSA** 規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることを注意喚起する。日本規格協会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

この**JSA** 規格の情報をを用いて利用者が行う一切の行為について、また、当該行為に起因して利用者にした損害について、日本規格協会は責任をもちない。

この**JSA** 規格は、発行の日から3年を経過する日までに見直しを行う。見直しの結果によって、改正又は廃止することがある。また、この**JSA** 規格が将来、**JIS** 若しくは国際規格として発行された場合、又はこれらの規格に取り込まれた場合には、この**JSA** 規格は廃止する。これらによるほか、この**JSA** 規格は予告なしに改正又は廃止することがある。

# コールドチェーン物流サービス—低温保管サービス 及び低温輸送サービスに関する要求事項

## Cold chain logistics services—Requirements for low temperature storage services and low temperature transport services

### 序文

着実な経済成長を続ける東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations: ASEAN) 各国では、所得の向上に伴い食生活の多様化、食の安心・安全に対する意識が高まりつつあり、流通段階における温度管理を伴うコールドチェーンの需要が高まっている。こうした ASEAN 各国の需要に対応するため、多くの我が国食品製造事業者及び物流事業者が現地に進出しており、当該国の食生活及びコールドチェーンを支えている。一方、国連食糧農業機関によると、南アジア及び ASEAN では、発生した食料紛失・廃棄 (Food Loss & Waste) のうち、およそ 9 割は製造から流通の段階で発生している。こうした状況を受け、国連が定めた持続可能な開発目標 (SDGs) において、小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させることとしている。また、質の高いコールドチェーン物流を提供できる現地の物流事業者はまだ少なく、安価ではあるが低品質なコールドチェーン物流サービスが存在している状況である。

こうした中、日本の国土交通省は ASEAN の交通担当省とともに、ASEAN におけるコールドチェーン物流の質を高めるため、2018 年に“日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン”を策定した。“日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン”では、主に日本の物流事業者が ASEAN においてコールドチェーン物流を行う際、重要と思われる事項をベースとして、冷蔵・冷凍倉庫、保冷トラック貨物室等のハード面の耐用性が担保されていることを前提としており、本ガイドラインの普及を通じて現地物流事業者のサービスレベルの向上を目指すこととしている。

この規格は同ガイドラインの内容に準拠し、物流事業者が荷主の間で締結する契約の一部として、この規格を用いることができるように、要求事項を規定したものである。要求事項ごとに示す具体例は、該当要求事項を満たす活動の一例であって、具体例自体は要求事項ではない。日本語及び英語で開発されたこの規格の普及を通して、主には ASEAN 及びその他の国における物流事業者、食品製造業者及び流通事業者によるコールドチェーン物流の質の向上につな (繋) がることが期待される。

## 1 適用範囲

### 1.1 一般

この規格は、1.2~1.4 に示す食品のコールドチェーン物流サービスにおける低温保管サービス及び低温輸送サービスに関する要求事項について規定する。